

## 第24回秋田地方裁判所委員会議事概要

### 1 開催日時

平成27年7月9日（木）午後3時～午後5時

### 2 場所

秋田地方裁判所大会議室

### 3 出席者

（委員，敬称略・五十音順）

木村繁，伽羅谷美穂，坂口公一，佐藤加代子，菅原実，田中伸一，塚田貢，  
三浦隆昭

（説明者）

三浦隆昭裁判官，村上誠子裁判官，黒坂一郎民事首席書記官，海藤徹刑事首  
席書記官，鈴木義弘総務課長

（事務局）

中野徹哉事務局長，黒坂一郎民事首席書記官，海藤徹刑事首席書記官，高橋  
信宏事務局次長，鈴木義弘総務課長，星歩総務課庶務係長，佐々木秀也秋田検  
察審査会事務局長

### 4 議事

（1）開会宣言

（2）委員長挨拶

（3）新任委員の紹介及び挨拶

（4）協議

ア 議題「裁判員裁判の実施状況及び課題について」

（ア）基調説明

海藤刑事首席書記官が，裁判員裁判の実施状況及び課題の概要につい  
て説明した後，三浦裁判官が課題等について説明した。

（イ）意見交換

別紙の1のとおり

イ 議題「労働審判制度について」

(ア) 基調説明

村上裁判官が労働審判制度について説明した後、黒坂民事首席書記官が統計データについて説明した。

(イ) 意見交換

別紙の2のとおり

(5) 利用者アンケートについて

鈴木総務課長が、平成26年1月から12月までの利用者アンケートの実施報告を行った。

(6) 次回期日及び次回議題

追って調整する。

(7) 閉会宣言

(別紙)

### 意見交換

(以下、◎は委員長，○は委員，△は説明者の発言)

1 裁判員裁判の実施状況及び課題について（議事概要4の（4）のアの（イ））

○ 裁判員裁判の今後の課題等として「的確かつ迅速な公判前整理手続の運営」という話があったが、公判前整理手続というのがなかなかイメージしづらい。これは、証拠書類が多い場合などに、事件の全容が損なわれない範囲で、裁判官が証拠を絞るための手続ということによいか。私が裁判員であれば、示された証拠だけではなくそれ以外についても見たいと考えるが、証拠を絞る判断はどのようになされているのか。

△ 公判前整理手続というのは、基本的には検察官と弁護人との間で証拠に関するやりとりをするもので、その時点では裁判官は証拠を見ることはできない。裁判官としては、当事者双方に何か争いがあった場合に意見を述べるという形で関与し、手続を進めていくので、裁判官が証拠を絞るという手続ではない。

○ 裁判員裁判を経験したことはないのですが、通常事件で公判前整理手続を経験した範囲での話になるが、証拠は検察官が持っており、弁護人はその開示を受けて検討することになる。それだけではなく、被告人と面会して被告人の言い分を聞き、開示を受けた証拠と照らし合わせておかしい点があれば、その証拠について争うということになる。被告人はある意味異常な状態に置かれているので、説明が二転三転する場合があります、被告人が訴えたいことを弁護人自身で整理することがなかなか困難である。検察官も裁判所もそれぞれ考えがある中で、弁護人がどれだけ責任を持って被告人の立場で意見を述べていくのかというところがなかなか難しく、場合によっては公判前整理手続に時間を要してしまうことがあるかもしれない。また、他の事件も抱えている状況で、被告人に面会に行く時間をどう確保するのかという問題がある。個々の弁護人は努力しているはずであるが、そういう点でも意見があるかも

しれない。

◎ 公判前整理手続に時間がかかると、被告人が拘束される時間が長くなったり、ポイントを得た審理ができなくなったりという問題が生じることが考えられる。

○ 先ほどの説明で、裁判員裁判の量刑判断と最高裁判所の量刑判断とが異なっただという話があったが、量刑を考える上で犯罪の態様や背景、被告人の身上などを整理したマトリックス的なものはあるのか。

△ 犯罪それぞれについて、刑法に定める刑罰が異なっているのは、法律によって守るべき利益に軽重をつけているということである。量刑を検討する上では、犯行の罪質、動機、計画性、態様などの考慮されるべき要素及び各要素の重みの程度、根拠を踏まえて検討していくことになるが、裁判官の中にある最終的な判断に至るまでの思考の順序、道筋のようなものを、これまでは裁判員にあまり明確には説明してこなかったのではないかと最高裁判所は言っていると理解している。

マトリックス的なものはあるのかという問いに対しては、明確にこれだと言えるものはないという回答になる。

○ よく新聞等で「永山基準」という言葉を目にするが、そういった基準があるにしても、裁判員裁判の導入理由が、司法にも民間の感覚を反映させるべきだというものだったと聞いている。先例が重視されすぎると、裁判員がいろいろ考えて、いろいろ感じながら判断したものが先例の中に収束してしまうということになり、制度本来の趣旨に合わなくなるのではないだろうか。一方で、刑の公平性の確保にも十分意を払わなければならない。これらの両立がこれから先ずっと課題になるのではないかと感じている。

◎ とても難しい問題だと思っている。ある意味ではまだ6年しか経っていない制度なので、悩みながら進めていくということが、今の現実なのではないかと思う。

○ 自分が裁判員に任命された場合を考えると、判決を出すということは、そ

の事件に関係する人達の今後の生き方に関わるということなので、非常に荷が重いと感じていた。先ほどの説明で、全国の裁判員裁判の実質審理期間が8.1日で、秋田地裁では5日程度ということだったが、このように短い期間で事件を理解して判決に結びつくような考えを出すというのは、心理的にもとても負担が大きいものだと改めて認識した。

△ 裁判員経験者の方に裁判員裁判が終わった後アンケートを実施しているが、裁判員になる前は後ろ向きの意見だった方も、裁判員を経験した後はよい経験になったというアンケート結果が多い。今後、このギャップをどう埋めていくのかということも課題の一つだと思っている。

○ そのようなアンケート結果については、一般的には知られていないと思うので、何かの機会にもっと情報を発信していけばいいのではないか。

△ 参考までに、最高裁判所のウェブサイトには裁判員裁判の実施状況について解説しているところがあり、裁判員経験者の声ということで感想が載っているので、ぜひ参考にさせていただけたらと思う。

◎ 秋田地方裁判所では、これまで裁判員経験者の意見交換会というものを3回実施しており、マスコミの方も取材に来て、ニュースで報道されたりもしている。今年は秋以降の実施を計画しているところであるが、そのような機会を通して社会に対して情報を発信していきたいと日頃から考えている。まだまだ工夫の余地があると思うので、貴重なご意見をいただき感謝する。

○ 制度導入から7年目とのことだが、裁判員制度導入時、私は市役所に勤務しており、制度導入の広報活動の一環として裁判所職員から職場で説明を受けたことがある。現在の裁判員制度の広報活動はどうなっているのか。

また、例えば犯罪被害者支援について、県の推進計画では、教育現場における取組ということで授業の中でも時間を割いているようだが、裁判員制度についての教育現場における周知活動の取組はどうなっているのか。

△ 広報活動としてよくあるのは、小学校高学年や中学校からの職場訪問の形での見学申込みがある。その際には、法廷見学を行ったり、パンフレットに

基づき裁判手続の説明をしたり，DVDを見ていただき裁判員裁判について理解してもらおうという形で対応している。今年5月の憲法週間行事の際には，県内の各自治体が発行する広報誌上に行事開催を紹介する記事の掲載を依頼するなどし，相応の見学申込みがあつて対応させていただいた。また，学校等から講師等の派遣依頼があれば，可能な限り，積極的に裁判官を派遣するように配慮している。

- ◎ 8月の中旬には，検察庁からの依頼で，裁判員制度を含む法教育についての国民の理解と関心を深めるため，教員研修ということで法廷見学が入っており，裁判官から裁判員裁判について説明する時間を設けている。講師等の派遣依頼については，県内のどの場所からの依頼に対しても可能な限り裁判官が対応したいと考えている。裁判員制度については，まだまだ浸透していないところもあるので，裁判所として広報活動を積極的にやっていきたいと考えている。

## 2 労働審判制度について（議事概要4の（4）のイの（イ））

- 弁護士の立場から見ると，労働審判事件が増えてきている理由は，ある意味結論が早く出るので，当事者双方がそれなりに価値がある制度だと考えているからだと思う。ただし，短い審理期間で手続がどんどん進んで行くので，労働審判委員会にどう有効な証拠を提示するかということが重要であり悩むところでもある。弁護士に依頼しない場合は，自分が言いたいことや説明したいことをうまく裁判所に伝えられないという危険性が大きい。経済的に余裕のない人がどのようにして弁護士を利用するのだが，法テラスを利用して弁護士費用を立て替えてもらうという方法がある。個人で弁護士を依頼したときの着手金に比べて安くなるので，依頼者の負担は大分少なくなると思う。労働審判は時間との競争なので，ある程度の経験がないと利用者のプラスにはならないと思う。

- 弁護士にとってこの制度はどういう制度と考えているか。

- 弁護士が活躍できる手続だと思っている。一般の方は弁護士と違って，労

働審判手続を利用するに当たり、裁判所をどう説得するかという視点では考えないと思うが、どのような証拠を提出すれば裁判所を説得できるのかという事を考えながら手続を利用しなければ、思うような結果を得るのは難しいと考える。申し立てられた会社は、準備期間が限られているので、一刻も早く弁護士に相談に行くことを勧めている。

- 経営者サイドからすると、労務問題というのは今とても難しい時代に入ったと感じている。様々な考えの方がいるし、働き方も多様化している。この制度はこれからもっと利用件数が増えていくのではないかと思われる。
- 労働審判手続は秋田地方裁判所の支部には申し立てることができない手続である。労働審判制度を利用しようとするれば、秋田市に来なければならない。審判員の確保の面などで難しさがあるのだとは思いますが、このように価値のある手続が支部でもできるようになればと弁護士会でよく話題になる。もちろん、いろいろな制約がありそう簡単ではないことは理解しているが、より利用しやすい制度になってほしいと願っている。
- 説明を聞いて、よい制度だと思った。費用の面でも訴訟に比べて安いということで、これまで費用の問題で諦めていた人も、諦めなくて済むのではないかと思った。